平成２８年（フ）第１７８号
高知市二葉町13番26号
債務者　豊永　敦子
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９１６号
埼玉県川口市東領家３丁目４番13号　サマックスアクティー　202号
債務者　山内美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８０号
埼玉県志木市中宗岡２丁目８番25号　フォーシーズンズＨ　２号、旧住所さいたま市浦和区常盤６丁目13番９号
債務者　白木ゆりえ
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１００号
埼玉県川口市大字東本郷1122番地の１　東本郷ビル303号
債務者　野口　クミ（旧姓大川・小谷中）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地７号棟408号室
債務者　豊田奈緒美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４８１号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目６番32号　ヴィラビンゴ101、旧住所埼玉県越谷市大字袋山1493番地12
債務者　山本　義治
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４９８号
埼玉県草加市遊馬町622番地４　ブロードヒルズＡ－103号、旧住所茨城県結城郡八千代町大字新井406番地２
債務者　櫻庭　里美
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４９９号
埼玉県草加市遊馬町622番地４　ブロードヒルズＡ－103号、旧住所茨城県結城郡八千代町大字新井406番地２
債務者　櫻庭　敬志
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４４９号
埼玉県狭山市狭山台１丁目４番地の９　狭山台ハイコーポＡ－405
債務者　後藤未希子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４５１号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１－７－506、前住所埼玉県所沢市大字久米13番地の８
債務者　井上　　勝
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６４号
埼玉県川越市稲荷町16番地10（カナディアンハイツ101号室）、前住所栃木県小山市大字横倉435番地15　ベルファースト103号
債務者　高澤有希子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９３号
埼玉県川越市野田町２丁目13番地89、前住所埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1383番地１　ライオンズマンション大宮日進町204
債務者　小知和優子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７９号
松江市西生馬町507番地４　コーポ生馬102号
債務者　望月　富夫
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号
松江市西生馬町507番地４　コーポ生馬102号
債務者　望月　悦子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５８２号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番14号　ユウヅルマンションＢ－１号
債務者　荒川志緒里
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５９７号
札幌市白石区北郷８条７丁目１番１－401号
債務者　須賀　悦子（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部